

京都市教育委員会告示第3号

昭和59年6月1日京都市教育委員会告示第1号の一部を次のように改めます。

平成16年4月1日

京都市教育委員会

別表第1の1 建造物浄住寺の項所有者の住所の欄中「京都市西京区山田開キ町9番地」を「京都市西京区山田開キ町9番地の1」に改める。

別表第4 浄住寺文化財環境保全地区の項区域の欄中「9番地」を「9番地の1」に改める。

(文化市民局文化部文化財保護課)